



生きがいをもって
毎日をいきいきと

高齢者支援ガイド

も く じ

地域包括支援センター	...	1
いきいきチケットの交付	...	2
重度要介護者介護用品等引換クーポン券の交付	...	3
緊急通報装置の貸与	...	5
高齢者給食サービス事業	...	6
難聴高齢者補聴器購入費助成事業	...	7
高齢者等住宅手すり設置・段差解消支援助成事業	...	8
住宅改造費の助成	...	9
SOS(そうじゃおかえりサポート)システム	...	10
認知症見守りGPS購入費等助成事業	...	11
認知症カフェ設立補助事業	...	12
高齢者ショートステイ事業	...	13
家族介護慰労金の支給	...	14
成年後見制度利用支援事業	...	15
日常生活自立支援事業	...	16
生活支援にこにこサポート事業	...	17
ふれあいサロン開催経費の助成	...	18
ひとり暮らし高齢者の会(総社市松寿会)	...	19
総社介護者の会	...	20
そうじゃ60歳からの人生設計所	...	21
いきいきシニア総社(総社市老人クラブ連合会)	...	22
関係機関一覧	...	23

地域包括支援センター

高齢者に関する保健・福祉サービスについてのご相談は、お住まいの地区を担当する地域包括支援センターにお問い合わせください。各種サービスについてのご説明はもちろん、申請・手続きのお手伝いもしています。

	地域包括支援センター名 所在地	電 話 (FAX)	地区	対 象 住 所
1	中央部北地域包括支援センター 中央二丁目2番17号	94-5577 (94-5579)	総社	駅前1丁目, 中央2・3丁目, 総社1丁目, 泉, 小寺, 門田, 井尻野 中央4丁目, 総社2丁目, 総社, 刑部, 福井 } の一部
			池田	槇谷, 見延, 穴栗
2	中央部南地域包括支援センター 清音三因1074番地1 (グリーンアトリアホーム内)	92-7888 (90-4165)	常盤	駅前2丁目, 中央1・5・6丁目, 溝口, 真壁, 中原, 三輪, 駅南1・2丁目
			清音	清音黒田, 清音古地, 清音上中島, 清音柿木, 清音軽部, 清音三因
3	東部南地域包括支援センター 地頭片山150番地 (山手福祉センター内)	90-0201 (92-8022)	三須	三須, 上林, 下林, 赤浜
			山手	西郡, 地頭片山, 岡谷, 西坂台, 宿
4	東部北地域包括支援センター 久米48番地1 (三清荘内)	92-6987 (92-6988)	総社	井手, 総社3丁目 中央4丁目, 総社2丁目, 総社, 刑部, 福井 } の一部
			服部	金井戸, 南溝手, 北溝手, 窪木, 長良
			阿曾	東阿曾, 西阿曾, 奥坂, 久米, 黒尾
5	西部地域包括支援センター 秦330番地1 (結いのさと愛家里内)	96-9066 (96-9030)	秦	秦, 福谷
			神在	上原, 富原, 八代, 下原
			久代	久代
			山田	山田
			新本	新本
6	北部地域包括支援センター 原2267 (総社市清梁園内)	99-1943 (99-1944)	日美	美袋, 日羽
			下倉	下倉
			水内	原, 影, 中尾
			富山	種井, 延原, 宇山, 稿

令和7年8月現在

いきいきチケットの交付

介護タクシー・福祉タクシー・福祉有償運送で利用できる
チケットを交付します。



利用できる方

本市に住所を有し、かつ在宅で雪舟くん（総社市新生活交通）が利用できない方のうち次のいずれかに該当する方

① 「要支援」又は「要介護」の認定を受けている方

② 介護予防・生活支援サービス事業対象者

③ 身体障がい者

④ その他肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がい、その他の障がいにより、単独での移動や公共交通機関を利用することが困難な方

⚠ ③又は④のみに該当する場合は、福祉課障がい福祉係にご相談ください。



交付枚数

いきいきチケット ➡ 1枚 100円

1人あたり年間に100枚

※10月から3月に申請された場合は50枚



その他

- 利用できる輸送機関は、総社市と契約した事業所に限定されます。
- 申請書提出日以降は、雪舟くんに乗れません。
- 入院中の場合は、退院の目途が立っていれば申請できます。

病院 → 自宅 ○ 病院 → 病院 × 病院 → 施設 ×

重度要介護者介護用品等引換クーポン券の交付

重度要介護者を在宅で介護されている方の経済的負担を軽減するために、介護用品等と引き換えることができるクーポン券を交付します。

利用できる方

本市に住所を有し、次のすべてに該当する介護者

- 65歳以上の重度要介護者（下記参照）を、市内の自宅で6か月以上、常時介護している方（生計を一にする世帯の世帯員）
- 重度要介護者が介護保険料を滞納していない方
- 介護者が重度要介護者に該当していない方

⚠ 重度要介護者が介護保険施設等に入所，病院に入院している方は対象外
世帯分離をしている場合は，生計が別と判断されるため対象外

交付額

世帯全員の市民税 課税区分	認知症と診断された 要介護3	要介護4・5
課税世帯	月額6,000円	月額6,000円
非課税世帯	月額7,000円	月額11,000円

交付方法

クーポン券 ➡ 1枚1,000円
3月(4月～6月分)，6月(7月～9月分)，9月(10月～12月分)
12月(1月～3月分)のそれぞれ下旬頃に交付します。
申請日の含まれる月の翌月（申請日が月の初日の場合は，申請日が含まれる月）から交付します。



対象介護用品等

①おむつ用品

紙おむつ（尿取りパッドを含む），
失禁パンツ，おしりふき，
使い捨て手袋，防水シート

②スキンケア用品

清拭剤，ドライシャンプー

③口腔ケア用品

歯ブラシ，歯磨剤，入れ歯洗浄剤，
口腔ケアスポンジ

④理容師による理容

自宅または店舗で行う重度要介護者
の頭髪の刈込及び顔そり



利用方法

市が指定した市内の店舗で，対象のおむつ用品，スキンケア用品，口腔ケア用品を購入するときや，店舗での理容や訪問理容を受けるときに利用することができます。

1 回の利用につき，使用できる枚数に制限はありません。

利用金額がクーポン券の合計額を超えた場合，不足分は，利用した店舗に現金で支払ってください。おつりは出ません。

クーポン券を利用できる「登録店舗一覧表」は，クーポン券を送付する際に同封します。



その他

- ✓ 要介護3と認定された認知症の高齢者を介護している場合，申請書に医師の診断書の添付が必要
- ✓ 毎年6月と2月に現況届の提出が必要
- ✓ 本事業の対象者には「総社市重度要介護者 紙おむつ排出用ごみ袋」を支給

緊急通報装置の貸与

家庭での事故，災害や急病の時に，緊急ボタンかペンダント等を押すと，市と契約している会社から消防署（救急車）や地域の協力員などに連絡します。また，毎月1度安否確認を実施します。

利用できる方

本市に住所を有し，次のいずれかに該当する方

- 75歳以上のひとり暮らしの方
- 85歳以上高齢者のみの世帯に属する方

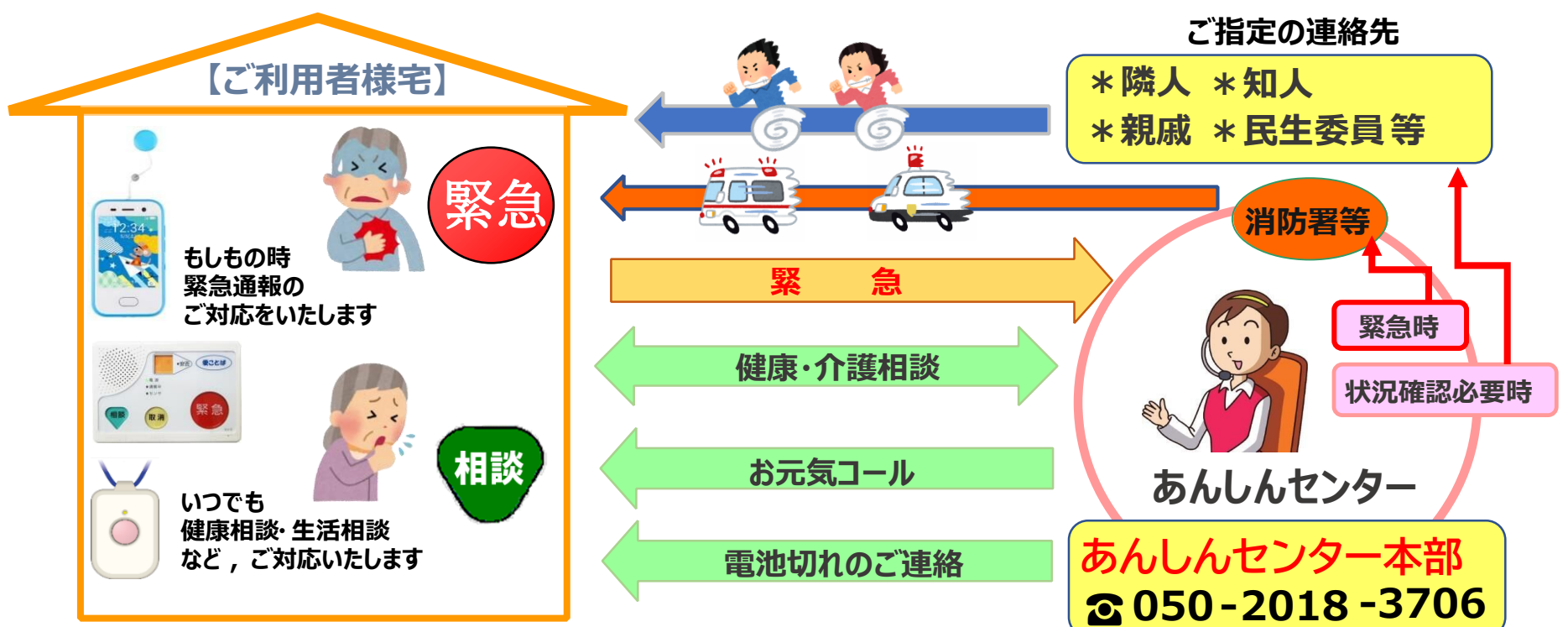
利用料金

無料

※故意にき損・紛失された場合，費用を負担していただくことがあります。

その他

緊急時に迅速に利用者宅へ出向き，状況等を確認し，必要な措置をとることができる協力員を3人以上確保していただきます。



高齢者給食サービス事業

高齢者の方の食生活の安定及び改善，健康の保持及び増進を図るとともに，安否確認等のために，弁当事業者等が月曜日から金曜日のうち，必要な曜日の夕食を手渡しで配食します。



利用できる方

本市に住所を有し，かつ，居住する65歳以上の高齢者で次のすべてに該当する方

- ひとり暮らしの方または65歳以上の方のみの世帯に属する在宅の方
- 認知機能の低下や，怪我・疾病等により食事の調達が困難な方
- 安否確認・見守りが必要な方



利用料金

配達される弁当の種類によって異なる



支払い方法

現金・口座振替など，弁当事業者によって異なる

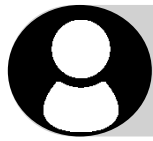


その他

- 週1回でも利用できます。
- 利用を開始する場合には，地域包括支援センター又はケアマネジャーが訪問させていただきます。
- デイサービス・ヘルパー等をご利用の日は給食サービス事業の対象外となります。
- 同日に同世帯で2人以上の注文があった場合，給食サービス事業の対象は1人分です。

難聴高齢者補聴器購入費助成事業

加齢により耳が聞こえにくく，日常生活に不便を感じている非課税世帯の高齢者に対し，補聴器購入費用を助成します。



利用できる方

本市に住所を有し，かつ，居住する65歳以上の高齢者で次のすべてに該当する方

- 住民税非課税世帯の方（世帯員全員が住民税非課税）
- 聴覚障害による身体障害者手帳を持っていない方
- 耳鼻科医師から補聴器の必要性を認める補聴器適合に関する診療情報提供書の交付を受けられる方
- 過去にこの助成金を受けていない方
- 申請者及び世帯員に市税の未納が無い方



助成額

補聴器購入にかかる費用に対し，上限5万円

※1人につき1回限りの助成



その他

- 専門業者（認定補聴器専門店，認定補聴器技能者）から購入するものに限りします。
- 修理代，文書料，診察料（受診料）は対象外です。
- 交付決定前に購入したものは対象外です。

高齢者等住宅手すり設置・段差解消支援助成事業

高齢者が住んでいる住宅に手すり設置等の改修をされる場合に、費用の一部を助成します。

利用できる方

本市に住所を有し、次のすべてに該当する方

- 市税を完納している65歳以上の方
- 「要支援」又は「要介護」の認定を受けていない方

助成対象工事

居住する住宅において日常生活上の動線における工事であって、次に掲げるもの

- ① 手すり，踏み台，階段，スロープの設置
- ② 敷居の撤去
- ③ ①②の改修に附帯する工事

⚠ 市内登録業者が助成対象工事の施工者であること

助成額

助成対象工事に要する費用の2分の1以内の額で、上限10万円
※1人につき1回限りの助成

提出書類

申請書に工事前・工事予定図面，工事見積書，工事前写真，家主の承諾書（住宅の所有者が申請者ではない場合）の添付が必要です。
工事着手前に申請してください。

住宅改造費の助成

家庭におられる高齢者の方が暮らしやすく，また，介護者の負担も軽減できるよう住宅環境を改善するための改造にかかる費用の一部を助成します。



利用できる方

本市に住所を有し，次のすべてに該当する方

- 「要支援」又は「要介護」の認定を受けている方
- 肢体不自由等により日常生活を営むうえで支障がある65歳以上の方
- 介護保険料が第5段階までの方



助成対象箇所

居住用住宅の浴室，便所，洗面所，玄関，廊下，階段，台所，居室

※介護保険における住宅改修費の対象部分が支給対象



助成額

対象箇所の工事に要する費用の3分の2以内の額で，上限33万3千円

※原則，同一住宅は1回限りの助成



申請方法

申請書に住宅改造工事計画書（整備前・整備予定図面を含む），工事見積書，借家の場合は家主の承諾書，整備前写真などの添付が必要です。

工事着手前に申請してください。

SOS（そうじゃおかえりサポート）システム

認知症の方が、行方不明になった場合に、「そうじゃメールマガジン」に協力登録している方にメールを一斉送信し、可能な範囲で捜索にご協力いただき、早期発見・早期保護につなげる仕組みです。



本人登録の対象者

本市に住所を有する、認知症等で、行方不明になる恐れのある方

⚠ 過去に、捜索などの経験のある方は、ぜひ登録ください。



登録完了後

- ✓ 行方不明になった時、総社警察署に捜索願を提出後、SOSメールの配信が可能
- ✓ 認知症支援お守りシール（QRコード付き）
衣類用シール20枚・蓄光シール10枚を配布



提出書類

登録申請書に直近の本人写真（顔・全身）2枚の添付が必要です。



「そうじゃメールマガジン」受信登録方法

そうじゃメールマガジン内「見守り支援」をチェック！
ぜひ登録ください。



認知症見守りGPS購入費等助成事業

認知症高齢者等の徘徊による事故を未然に防止し安全を確保するため、GPS機器の購入費等を助成します。



利用できる方

本市に住所を有する、次のいずれかに該当する方を在宅で介護している同居のご家族

- 65歳以上であって認知症による徘徊が認められる方
- 40歳以上65歳未満であって「要支援」又は「要介護」と認定された方で、認知症による徘徊が認められる方



助成対象経費

GPS機器の購入又は貸借に係る次に掲げる費用

- ① GPS機器本体及び付属機器（充電器、バッテリーなど）の購入代金
- ② ①の機器の購入時に併せて購入する附帯機器（専用ケアシューズなど）の購入代金
- ③ ①②に規定する機器を賃借する場合における、契約に必要な加入手数料及び登録手数料



助成額

上限3万円

※徘徊高齢者等1人につき1回限りの助成



提出書類

申請書に見積書の添付が必要です。
購入又は契約前に申請してください。

認知症カフェ設立補助事業

認知症カフェを設立する団体又は個人に対し，設立補助金を交付することで，地域住民，専門職等の誰もが気軽に集うことができる認知症カフェの設営を支援します。



助成対象団体等

次のすべてに該当する団体

- 市内に事業所，又は住所を有する団体等
- 年度内に新たに認知症カフェを設置するもの，又は既に設置し，かつ活動実績がある団体等



助成対象事業

- ✓ 市内に居住する認知症の人及びその家族を対象とし，地域住民も参加できること
- ✓ 市内で実施し，実施場所は10人以上が活動できるスペースであること
- ✓ 2か月に1回以上開催し，1回当たりの開催時間は概ね2時間以上であること
- ✓ 運営スタッフは3人以上であること
- ✓ 継続して実施できる見込みがあること（3年以上）



助成額

1団体あたり上限10万円とし，設立初年度に必要とされる経費を助成
※1団体につき1か所までの助成

高齢者ショートステイ事業

一時的に在宅での生活が困難と認められた場合、次の施設を利用していただけます。



利用できる方

本市に住所を有する、おおむね65歳以上の高齢者で次のすべてに該当する方

- 「要支援」又は「要介護」と認定されていない方
- 疾病などにより入院治療を要しない方
- 伝染疾患のない方



利用できる施設

総社市清梁園（総社市原2267）



利用料金

1日あたり1,820円

※生活保護世帯は無料



利用期間

原則として連続7日以内

家族介護慰労金の支給

重度要介護者を在宅で介護されている方の身体的，精神的及び経済的負担を軽減するために支給します。



利用できる方

本市に住所を有し，次のすべてに該当する方

- 「要介護4」または「要介護5」と認定された高齢者（相当するものを含む）を自宅で介護している方
- 要介護者が過去1年間介護保険サービスを受けなかった方
- 市民税非課税世帯の方



支給金額

年額 100,000円

成年後見制度利用支援事業

認知症等で判断能力が不十分な方で，成年後見制度の利用に当たり，費用負担が困難な方に対し支援します。



利用できる方

生活保護法に規定する被保護者又は要保護者で次のいずれかに該当する方

- 市内に住所を有し，他市町村から住所地特例を受けていない方
- 本市の住所地特例を受けている方



助成額

後見開始等審判の申立費用	
収入印紙代，郵便切手代，診断書料等	20,000円以内
鑑定費用	50,000円以内
後見人等の報酬	
在宅の方	月額28,000円以内
施設等に入所している方	月額18,000円以内

日常生活自立支援事業

福祉サービスを利用する際のさまざまな手続きや契約，利用に伴う料金の支払や手続き，生活に必要な預貯金の出し入れ，年金や預金通帳など大切な書類の保管などを支援します。

利用できる方

本市に住所を有する，次に該当する方

- 契約などの判断に不安がある方
- 本サービスを利用する意思があり，かつ理解できる方

サービスの内容

- ✓ 福祉サービスの利用手続きについてのお手伝い
- ✓ お金のおし入れについてのお手伝い
- ✓ 大切な書類等の預かりについてのお手伝い

利用料金

基本料金	月額300円～2,200円 ※預貯金額によって異なる
生活支援員が訪問して お手伝いするサービス	1,100円（最初の1時間）＋交通費
書類を預かるサービス	1年間5,000円 （実費400円×12か月と事務手数料200円）

お問い合わせ

総社市社会福祉協議会 地域共生推進課
☎0866-92-8552

生活支援にここにサポート事業

高齢者（要支援者など）が日常生活の中で、「ちょっと困っていること」や「誰かといっしょならできること…」など『豊かな自立した生活』をお手伝いする住民主体の生活支援サービスです。この活動を通じて「笑顔」でつながる地域の支え合い活動をめざします。

利用できる方

本市に住所を有する，次のいずれかに該当する方

- 「要支援1」又は「要支援2」と認定された方
- 介護予防・生活支援サービス事業対象者

サービスの内容

- ✓ 掃除（お部屋やお風呂，トイレの掃除など）
- ✓ 簡単な家事（調理の補助や季節衣類等の出し入れなど）
- ✓ 買い物（代行や同行）
- ✓ 外出時の付き添い（地域の集いの場など）
- ✓ その他（自立した生活を支えるために必要なお手伝い）

利用料金

1 時間までのサポートを利用の場合	5 0 0 円
3 0 分までのサポートを利用の場合	3 0 0 円

※利用時間は原則 1 時間単位を基本。年末年始（12/29～1/3），土日祝除く。

お問い合わせ

総社市生活支援 にここにサポーター連絡会事務局
（総社市社会福祉協議会 地域共生推進課内）
☎0866-92-8552

ふれあいサロン開催経費の助成

高齢者等の健康や生きがいづくりを進め、地域の保健・福祉のコミュニティづくりを目的に、公会堂、集会所等を単位として、茶話会等、地域の集いの場として開催する団体に開催経費の一部を助成します。



助成対象事業

- ✓ 健康教室，レクリエーション，茶話会，情報交換等，地域で暮らしている住民がお互いに助け合い，支え合う福祉コミュニティづくりを目的とする事業
- ✓ 1回概ね5人以上の参加で，年6回以上定期的に実施する事業



助成額

1団体あたり年間上限24,000円

※実際に必要とした経費を助成

※1回あたり2,000円

お問い合わせ

総社市社会福祉協議会 地域共生推進課
☎0866-92-8552

ひとり暮らし高齢者の会（総社市松寿会）

65歳以上で、ひとり暮らしの方が、相互に助け合い、親睦を深め、健康で生きがいのある、明るく充実した人生を送ることを目的に活動しています。



参加できる方

本市に住所を有する、65歳以上のひとり暮らしの方



活動内容

- ✓ 七夕交流会
- ✓ 講演会
- ✓ 移動研修
- ✓ クリスマス会
- ✓ 節分交流会 等



年会費

1,000円 ※入会は、随時受付

お問い合わせ

総社市松寿会事務局
（総社市社会福祉協議会 地域共生推進課内）
☎0866-92-8552

総社介護者の会

在宅で寝たきりの方や身体に障がいのある方の介護者が集い、介護体験から生まれたお互いの知恵を持ち寄り、気軽に話し合い相談し合える場、情報交換ができる場を設け、親睦を図ると共に、介護しながら少しでも明るく充実した生活ができることを目的とした当事者組織です。



参加できる方

本市に住所を有する、次に該当する方

- 現在、介護をされている方
- 介護体験のある方
- 目的に賛同いただける方



活動内容

- ✓ 会員相互の情報交換，親睦
- ✓ 介護疲れ解消のためのリフレッシュ旅行
- ✓ 介護福祉サービス等の情報交換
- ✓ 介護者だよりの発行，講演会，研修会など，年6回程度活動



年会費

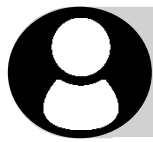
1, 000円 ※入会は、随時受付

お問い合わせ

総社介護者の会事務局
(総社市社会福祉協議会 地域共生推進課内)
☎0866-92-8552

そうじゃ60歳からの人生設計所

地域・社会参加活動や就業を希望される高齢者がいつまでも生きがいをもって元気に安心して暮らせるための相談や情報提供を行います。



利用できる方

本市に住所を有する，55歳以上の方で次に該当する方

■ まだまだ働きたい方

■ 社会や地域に貢献したい方



サービスの内容

地域・社会参加活動，業務内容，就労時間，雇用形態など一人ひとりにあった働き方をハローワークなどの関係機関と連携しながらマッチングします。



利用料金

相談・登録は**無料**

お問い合わせ

そうじゃ60歳からの人生設計所
(シルバーワークプラザ内 総社市門田717-1)
☎0866-92-8586

いきいきシニア総社（総社市老人クラブ連合会）

高齢者自身が生きがいと健康づくりに努め，ボランティア活動等を行うことにより高齢者の生活を楽しく豊かなものに，豊かな地域社会づくりに寄与することを目指して活動しています。



参加できる方

概ね60歳以上の方



活動内容

- ✓ 友愛訪問活動
- ✓ 健康増進活動
- ✓ 奉仕活動
- ✓ 交通安全推進活動
- ✓ 女性委員会活動 等

お問い合わせ

いきいきシニア総社（総社市老人クラブ連合会）事務局
（総社市社会福祉協議会 地域共生推進課内）
☎0866-92-8552

関係機関一覧

名 称	役 割	連絡先
民生委員児童委員 主任児童委員	住民の方々が安心して暮らしていくために、あらゆる困り事に対して、地域のよき相談役として活動しています。主任児童委員は、特に子育てや児童をめぐる相談が主となります。	総社市 福祉課 福祉総務係 ☎ 9 2 - 8 2 6 4
人権擁護委員	国民に保障されている基本的人権を守るため、住民のより身近な相談役として活動しています。	総社市 人権・まちづくり課 ☎ 9 2 - 8 2 5 3
愛育委員	いきいきとした健康な地域を目指し、乳幼児から高齢者までの健康づくりの支援をします。	総社市 健康増進課 ☎ 9 2 - 8 2 5 9
栄養委員	健康な地域を目指し、食生活の観点から乳幼児から高齢者までの健康づくりの支援をします。	
婦人協議会	子どもから高齢者が、住みよい地域をつくるため、男女共同参画社会の推進、環境問題、子育て支援、高齢者の生きがいづくり等の活動をしています。	総社市 生涯学習課 ☎ 9 2 - 8 3 6 2
福祉委員	地域での福祉問題などの情報を把握し、民生委員・児童委員や関係機関と連携し、地域福祉活動を推進しています。	総社市社会福祉協議会 地域共生推進課 ☎ 9 2 - 8 5 5 2

名 称	連絡先（電話）	F A X
備中保健所 保健課 心の保健福祉班	086-434-7057	086-425-1941
総社警察署	94-0110	94-0110
総社市 健康増進課	92-8259	92-8397
総社市 長寿介護課 地域ケア推進係	92-8373	
総社市 福祉課 障がい福祉係	92-8269	92-8385
総社市 交通政策課	92-8249	92-9479
総社市 生涯学習課	92-8362	92-8386
総社市社会福祉協議会 地域共生推進課	92-8552	94-0089
そうじゃ60歳からの 人生設計所	92-8586	93-9251